備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百七　陸上自衛隊千僧駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県伊丹市	兵庫県伊丹市	兵庫県伊丹市
広畑一丁目一番一号	千僧三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び広畑一丁目及び二丁目、大鹿一丁目から七丁目まで、春日丘一丁目から六丁目まで、北園一丁目及び二丁目、北本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、昆陽一丁目から三丁目まで、昆陽池一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昆陽北一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、昆陽東一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び桜ケ丘一丁目から八丁目まで、鈴原町四丁目及び千僧一丁目から七丁目まで、高台一丁目から六丁目まで、中野東一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西台一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東野一丁目、二丁目、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、船原一丁目及び二丁目、松広畑一丁目から六丁目まで、瑞ケ丘一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、瑞原一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、瑞穂町一丁目から六丁目まで、緑ケ丘一丁目から四丁目まで及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに宮ノ前一丁目から三丁目まで

備考
一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百八　陸上自衛隊青野原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県小野市	兵庫県小野市	兵庫県小野市
桜台一番地	桜台及び復井町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	河台中町（次の図面に示す部分に限る。）、河台西町（次の図面に示す部分に限る。）、桜台及び復井町（次の図面に示す部分に限る。）
	桜台（次の図面に示す部分に限る。）	
	兵庫県加東市	兵庫県加西市
		青野原町、常吉町、繁昌町及び別府町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		兵庫県加東市
		上田（次の図面に示す部分に限る。）、桜台、高岡（次の図面に示す部分に限る。）及び野村（次の図面に示す部分に限る。）

百九　陸上自衛隊姫路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
兵庫県姫路市	兵庫県姫路市	兵庫県姫路市
峰南町一番七十号	峰南町（次の図面に示す部分に限る。）	伊伝居（次の図面に示す部分に限る。）、威徳寺町、梅ケ枝町、梅ケ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、上大野一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北新在家一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北平野一丁目から六丁目まで、北平野奥垣内（次の図面に示す部分に限る。）、北平野台町（次の図面に示す部分に限る。）、北平野南の町、北八代一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、城北新町一丁目から